

# 336 複合地区ガバナー協議会事務局規定

## 第1条 名称

この事務局の名称を 336 複合地区ガバナー協議会事務局（以下事務局という）とする。

## 第2条 目的

336 複合地区の業務を処理し、ガバナー協議会の円滑な運営を図る。

## 第3条 業務

1. ガバナー協議会に関する事項
2. 各種委員会活動に関する事項
3. 複合地区内の準地区およびクラブ運営に関する事務連絡
4. 各準地区間の円滑な事務連絡
5. 国際本部、一般社団法人日本ライオンズ等との事務連絡
6. 他の複合地区との事務連絡
7. 各種資料の継続的整理、保存
8. 各種経理事務
9. 複合地区各種会議の会場の設営、資料の作成、議事録の作成
10. 複合地区年次大会に関する事項（大会議案整理、議事報告書の作成等）
11. その他ガバナー協議会または事務局運営委員会が指示した事項

## 第4条 運営・管理

事務局の運営管理はガバナー協議会の指示により事務局運営委員会が行う。

## 第5条 人事

事務局職員の任免はガバナー協議会の了承の下に事務局運営委員長が行う。

## 第6条 経費

事務局運営のために必要な経費は複合地区費より賄われる。

## 第7条 改正

本規定の改正はガバナー協議会の決定による。

## 第8条 施行

本規定は1991年5月26日制定し、同年6月21日施行する。

1996年7月18日 一部改正

2016年7月30日 一部改正